

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 8 日

福島県環境創造センター所長 青木浩司

1 入札に関する事項

- (1) 業務名称 令和 5 年度室内燃焼炉での放射性セシウムを含む木材の燃焼試験等業務委託
- (2) 業務箇所 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 18 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項、第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 過去 5 年以内に国、地方公共団体、国立研究開発法人等からの委託により、電気炉等の実験炉を用いた放射性セシウムを含む廃棄物に関する燃焼または熔融試験業務を受注した実績が 2 件以上ある者であること。
- (7) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に所属しており且つ国土交通大臣による建設コンサルタント事業登録（廃棄物部門）を受けている者であること。
- (8) 放射能分析と重金属類の分析において ISO/IEC17025 に基づく事業所認定登録を有している者であること。
- (9) 技術士（環境部門または衛生工学部門）の資格を有する者を本試験業務委託の主任技術者として配置し、技術管理を行うことが可能であること。

(10) 福島県内に本社、支社又は営業所を有していること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和5年11月8日(水)から令和5年11月20日(月)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

住所等 〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号
担当課等 福島県環境創造センター 研究部
電話 0247-61-6140 FAX 0247-61-6119

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

4 入札に関する書類の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
3(2)に掲げる場所に同じ

(2) 入札説明書等の配布期間

令和5年11月8日(水)から令和5年11月28日(火)まで

(3) 入札書・その添付書類の提出期限及び提出場所

ア 郵送する場合

提出期限 令和5年11月28日(火)午後5時15分

提出場所 3(2)に掲げる場所

イ 持参する場合

提出期限 令和5年11月29日(水)午前10時00分

提出場所 福島県環境創造センター本館1階 連携研究室1
(福島県田村郡三春町深作10番2号)

(4) 入札及び開札の日時・場所

日時 令和5年11月29日(水)午前10時00分

場所 福島県環境創造センター本館1階 連携研究室1

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第248条第1項の規定により、本入札に参加する者は入札金額の百分の三以上の額を福島県に納めるものとする。ただし、福島県財務規則第249条第1項のいずれかに該当すると認められた場合は入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

福島県財務規則第228条第1項の規定により、契約相手方は当該契約の締結と同時に又はその直前までに契約金額の百分の五以上の額を福島県に納めるものとする。ただし、福島県財務規則第229条第1項のいずれかに該当すると認められた場合は契約保証金を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

<問い合わせ先>

福島県環境創造センター 研究部

電話 0247-61-6140

FAX 0247-61-6119

電子メール kansou-kenkyuu@pref.fukushima.lg.jp